

豊能町地域公共交通会議規則の改正について

【改正の理由】

豊能町では、地域公共交通の利用者の減少や高齢者の免許返納者の増加などの交通課題に対応すべく、将来の公共交通ネットワークの実現を目指した、新たな交通システムの導入に向けた取組みを進めていく必要があります。

町が主体となり地域全体の公共交通のあり方や活性化方策の協議ができる体制の強化を図るために、「道路運送法」および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の規定に基づく法定協議会の設置を提案するものです。

また、将来の公共交通ネットワークを実現させる観点から、まちづくりや多様な分野との連携強化を図りながら公共交通施策を推進することを目的とし、豊能町にとって望ましい地域旅客輸送サービスの姿を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす「（仮称）豊能町地域公共交通計画」の策定に取り組みます。

なお、改正後の新たな「豊能町地域公共交通会議」は、協議会委員の負担軽減や、会議の効率性の向上のため、これまでの道路運送法に基づいた協議会と活性化法に基づいた法定協議会の機能を併せ持った組織となります。

【地域公共交通会議と法定協議会の比較】

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
目的	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議	地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議
対象モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送	多様な交通モード
参加応諾義務	なし	あり
計画策定	任意	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施における補助金受領	行えない（協議組織） （法律上規定なし）	行える （協議＋実施組織）
メリット	この会議で協議が調った場合、経路の設定（路線の新規・変更）や運賃設定等の手続きを簡略化・弾力化することができる。	策定した計画に基づき、国からの支援を受けることができる。 ※国からの補助は、市町村や交通事業者に対してではなく、法定協に対して行われる。

出典：地域公共交通をよりよいものとするためのガイドライン（概要版）参考

地域旅客輸送サービスのイメージ



出典：「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（入門編）」